

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 123

[共通] 問 1 防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物には、総務省令で定める事項を記載した表示（防火優良認定証）を付することができるが、消防法令上当該表示に記載される事項として正しいものを1つ選べ。

- (1) 当該防火対象物の名称
- (2) 防火管理者の氏名
- (3) 防火対象物点検の特例認定を受けた日及び当該認定の効力が失われる日
- (4) 防火対象物点検の特例認定を行った消防長又は消防署長の氏名

[消防用設備等] 問 1 消防設備士講習に関する次の文を読み、四角内にあげた語句の中から消防法令上正しいものを選んで、対応する空欄にその記号を記した組み合せとして正しいものを1つ選べ。

「消防設備士は、総務省令で定めるところにより、(イ)(ロ)が指定する(ハ)その他の機関を含む。)が行う(ニ)の(ホ)に関する講習を受けなければならない。」

——〈語句〉——

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| A: 総務大臣 | B: 都道府県知事 | C: 市町村長 |
| D: 消防長又は消防署長 | E: 工事整備対象設備等 | |
| F: 消防用設備等 | G: 工事又は整備 | |
| H: 工事、整備及び点検 | | |

- (1) イ: A、ロ: B、ハ: C、ニ: E、ホ: G
- (2) イ: A、ロ: B、ハ: D、ニ: F、ホ: H
- (3) イ: B、ロ: A、ハ: D、ニ: F、ホ: H
- (4) イ: B、ロ: A、ハ: C、ニ: E、ホ: G

[消防用設備等] 問 2 13階建ての共同住宅（消防法施行令別表第1(5)項口に掲げる用途以外の用途に供される部分が存しない防火対象物）の一部を家主不在型民泊として活用することにより同令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物となる場合、一定の区画要件を満たさなければ10階以下の階にもスプリンクラー設備の設置が必要になるが、次のうち、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の要件として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物のうち民泊の用途に供される部分の床面積の合計は950m²とする。

- (1) 居室を耐火構造の壁及び床で区画し、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
- (2) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m²以下であり、かつ、1の開口部の面積が4m²以下であること。

(3) 区画する壁及び床の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4m²以内のものに設けるものを除く。）を設けたものであること。

ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

(4) 消防法施行令別表第1(5)項イに掲げる用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも100m²以下であること。

[防火査察] 問 1 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分は、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態などを現認し、調査することである。
- (2) 警告は行政指導であるので、履行期限については、行政側が個々の違反事項について考慮し、速やかに是正させるべきであるとの観点から決定する期限とする必要がある。
- (3) 弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きである。
- (4) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。

[防火査察] 問 2 立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査は、限られた時間において重点的、効率・効果的に実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討するなどの事前の準備が重要である。
- (2) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。

〔行政手続〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 審査官ではなく行政官であるため、誤り。
 (2) 取消しではなく無効を確認するため、誤り。
 (3) 不許可は、不作為ではないため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 指導ではなく、処分であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

- 解説 消火活動は、指揮官の特段の下命がない限り日没をもって中断し、夜明けとともに活動を開始する。

問2 答 (3)

- 解説 放水圧力は、0.1MPa程度の噴霧注水とする。

問3 答 (5)

- 解説 災害現場における広報活動は、指揮官及び中隊長等が確認した事実を広報するもので疑いのあるものや確実性の低いものは行わない。

〔救急〕

問1 答 (2)

- 解説 「初動」では、①事故概要、②事故発生日時、③事故発生場所、④傷病者の年齢・性別、⑤搬送医療機関・傷病名・傷病程度、⑥事故後の対応、⑦その他、必要と思われる事項となっている。初動に「本籍地」は不要である。「消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹底について」(平成30年5月15日付 事務連絡 消防庁救急企画室長)別添「救急事故発生時における標準的対応要領」参照。

問2 答 (2)

- 解説 認定業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、管轄消防署長ではなく消防長に報告するものとする。「患者等搬送事業指導基準等の一部改正について」(平成29年12月22日付 消防救第216号 消防庁救急企画室長)参照。

問3 答 (2)

- 解説 記載の資器材は、削除されたもの。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説 消防法施行規則第4条の2の9、同別表第1の2参照。防火優良認定証の記載事項は、管理権原者の氏名、認定を受けた日、認定が失効する日及び認定をした者とされている。なお、認定をした者とは、消防長又は消防署長の名称ではなく、消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称である。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

- 解説 消防法第17条の10。消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事(総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む)が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

問2 答 (3)

- 解説 本問は平成30年6月1日に公布、施行された消防法施行規則に関する設問である。

- (1) 消防法施行規則第13条第1項第1号の2イ及びロ参照。
- (2) 消防法施行規則第13条第1項第1号の2ハ参照。
- (3) 消防法施行規則第13条第1項第1号の2ニ参照。
 「又は防火戸」の次の()内のものを除くのではない、()内のものに限るとされている。
- (4) 消防法施行規則第13条第1項第1号の2ホ参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 履行期限は個々の違反事項について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものとする必要があるので、不適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔防火査察〕

問2 答 (3)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより適當。
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 過料は告発ではなく、裁判所に対する通知をもって対応するので、不適當。
 (4) 違反処理マニュアルにより適當。

〔危険物〕

問1 答 (4)

- 解説 「水に溶けないもの」とは、温度20°Cの水100gに溶解する量が1g未満であるものをいうとされている(平成元年7月4日付 消防危第64号)。これから、イソプロピルアルコール(アルコール類)、イソブチルアルコール(第2石油類)及びアセトン(第1石油類)は、いずれも水に可溶(「水に溶けないもの」以外のもの)である。なお、ベンゼンの溶解度は0.18g/100g H₂Oである。

問2 答 (4)

- 解説 衝撃・摩擦を避けるのは第5類、空気との接触を避けるのは第3類、酸化剤との接触・混合を避けるのは第2類の危険物とされている。危険物の規制に関する政令第25条第1項参照。